

指導行政のポイント

高校入試の“不適切事例”を考える

菱村 幸彦

最近、入学試験の合否判定をめぐる2つの高校の不適切な事例がニュースとなった。

入学許可権には裁量の幅がある

1つは、神奈川県立神田高校のケース。同校では、合格基準を満たしているにもかかわらず、服装・髪形などの乱れや受験態度をチェックして、22名を不合格にしていたことが問題となった。県教委は、公表された選考基準に服装や態度による判定基準がないことから、「選考基準から逸脱した不適正な選考」を行ったとして、同校の校長を更迭した。

もう1つは、都立日本橋高校のケース。同校は、暴力行為などを起こして自主退学した生徒2人が翌年再受験したところ、成績が合格圏内だったにもかかわらず、調査書の評点などを改ざんして、不合格としたことが問題となった。都教委は、同校の行った改ざんは、「入試制度の根幹にかかわる不正操作」として、校長らを懲戒処分にするとしている。

この2つの事例を、どう考えるか。

まず、神田高校のケースについては、県教委に1,300を超える意見が寄せられ、その9割は前校長を擁護する内容だったという。同校の保護者や生徒も前校長の復帰を求める署名活動を行い、県教委に嘆願書を提出したと新聞は報じている。

県教委としては、校長更迭がこんなに反発を受けるとは想定しなかったようだが、県教委の対応にはいささか勇み足があったように思う。

学校教育法施行規則90条は、高校の入学は、入学者選抜に基づいて、校長が許可すると定めている。校長の入学許可は、法令に基づいて適正に行われる必要があるが、合否判定が恣意的に行われるなど裁量権の乱用にわたらない限り、校長の入学許可には、一定の裁量の幅があると考えられる。

県教委は、公表された合否判定基準として定められていない服装や髪形などをチェックして不合格としたことを不適正な権限行使としているが、その学校の特性から、生徒指導上受け入れが困難と考えられる受験生について、入学を許可しないことは、校長の裁量の範囲内で行えると解せられる。

予めそうした基準を明示しなかったことや、正式の面接でなく、受験受付や受験時の観察で、生徒をチェックしたという点で、不明朗さが残ることは否めないが、校長の更迭にまで及ぶ必要があったかどうか、県教委の措置には疑問なしとしない。

非行による退学者は不合格に

一方、日本橋高校のケースは、入試成績の改ざんを行っている点で、弁護の余地はない。おそらく、都教委の措置を非難する意見はないと思う。

しかし、新聞報道によると、不合格となったのは、前年に同校で退学処分を受けた生徒である。表向きは自主退学だが、これは本人の経歴に傷がつかないようにそうしたもので、実質は懲戒処分であろう。ならば、一度、退学させた生徒を翌年再び受け入れるわけにはいかないと考えるのは無理からぬところがある。

本人の非違行為により退学した者について、再入学を許可しないとするのは、これも校長の入学許可権の裁量の範囲内に属すると考える。校長としては、成績の改ざんという違法な方法でなく、真正面から入学を許可できないと言い渡すべきであったと思う。もしくは、再度の非行があれば、退学処分を甘受する旨の一札をとって入学を認める選択もあったのではないかと。

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長)

本紙は、<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>でも掲載

■最新刊！

菱村幸彦【著】 B6判・定価2,205円

教育開発研究所

全訂新版『はじめて学ぶ教育法規』法改正を踏まえて全面改定！

『授業時数増に対応する時間割編成』奈須正裕・小山儀秋【編】A5版2,520円